

# 農政をめぐる情勢

## 目次

- I 農政改革・農協改革をめぐる情勢 . . . . . 1
- II 米国トランプ次期大統領 TPP離脱を表明 . . . . . 11
- III 都市農業振興に向けJAグループが29年度税制改正要望 . . 16

## 今月号のあらまし

### I 農政改革・農協改革をめぐる情勢

11月11日、規制改革推進会議農業WGは、「農協改革に関する意見」を公表した。「信用事業を営むJAを3年後に半減。」「農林水産省は准組合員の利用規制の在り方についての実態調査・研究を加速。」「1年以内に委託販売を廃止し全量を買取販売に。全農は仕入れ販売契約の当事者にはならない。」という内容になっている。

同日、全中・全農・全共連・農林中金は、農業WGの意見発表を受け、「自主・自立の協同組合として、民間団体として、自己改革することが原則」、「過剰な経営の介入や現実的ではない組織・事業の見直しを強制されないことなどが大前提」であり、「その原則や26年の与党とりまとめをこえることは決してあってはならない」旨のコメントを発表した。

21日、JAグループは「JA自己改革等に関する与党との緊急集会」を開催し、与党関係者も出席した。集会の中で、自民党の二階幹事長はJAグループなど農業関係者の意見を十分聞いた上で実現可能な方向に踏み出していくことが大切だと強調した。また、自民党の西川戦略調査会長は、自民党独自の改革案の素案を明らかにした。信用事業を営むJAを3年後をめどに半減するとした規制改革推進会議農業WGの提言に対し、信用事業の譲渡はJAの選択制との原則を強調した。

### II 米国トランプ次期大統領 TPP離脱を表明

11月8日の米国大統領選で、TPP反対を掲げるトランプ氏が当選を果たした。21日、トランプ氏は、当初の主張通り国民に向けたビデオ声明で、来年1月20日の就任初日に、TPPから各国に離脱する意思を通知する方針を示した。一方、トランプ氏は「代わりに、米国に雇用と産業を取り戻す公正な二国間協定を交渉する」とも表明した。今後は、日米FTAが浮上する可能性がある。

### III 都市農業振興に向けJAグループが29年度税制改正要望

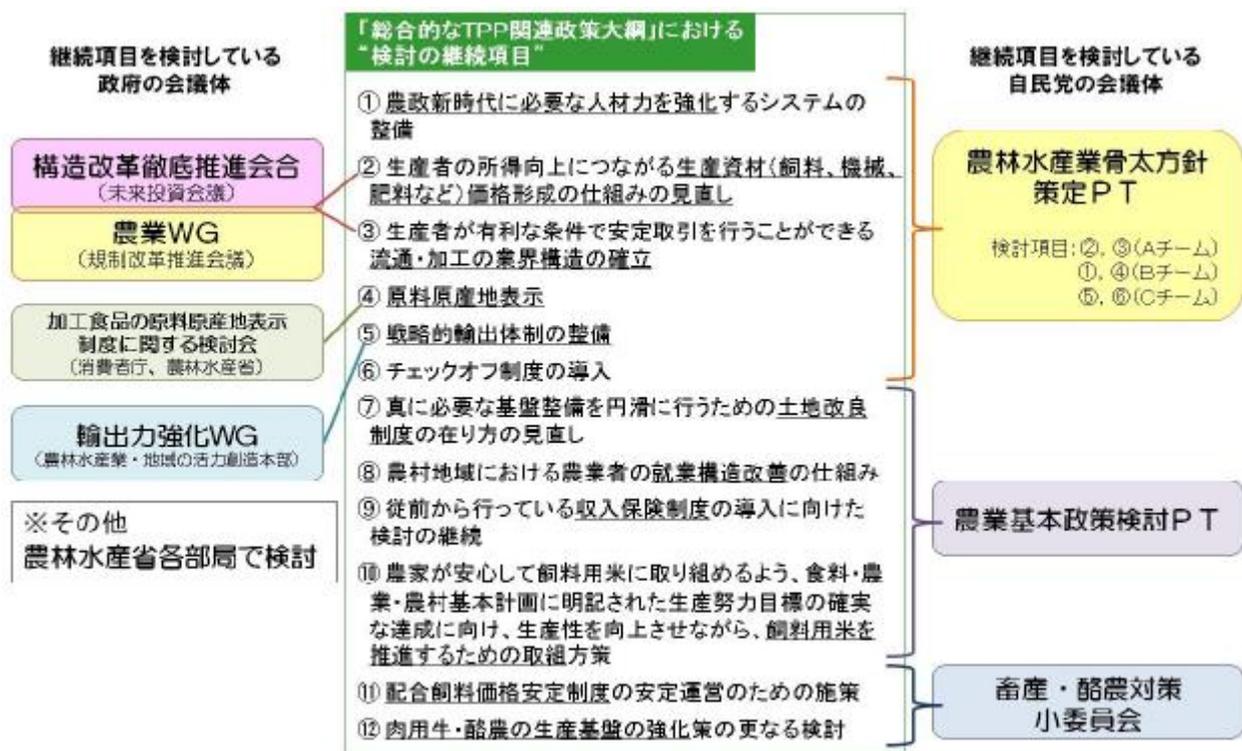
農水省・国交省は、「都市農業振興基本計画（以下「基本計画」）」に基づいて新たな都市農業振興制度の整理をすすめる。10月21日の自民党都市農業小委員会において、税制上の課題を含む新たな都市農業振興制度、生産緑地制度の面積要件（500㎡以上）の引き下げや道連れ解除の解消などの検討内容を公開した。委員会は11月中に考え方を取りまとめた上で、税制改正（自民党税制調査会）に臨む模様である。

# I 農政改革・農協改革をめぐる情勢

## — 規制改革推進会議農業WG「農協改革に関する意見」を公表 —

### 1. 経過

- 平成27年10月5日のTPP大筋合意を受けて、政府は同年11月に「TPP関連政策大綱」を策定した。その中で、中長期対策については、28年秋を目途に具体的内容を検討するとしていた。中長期対策には、生産資材価格、流通・加工、人材力、輸出、原料原産地表示、チェックオフ、土地改良、就業構造、収入保険、飼料用米、配合飼料、畜産酪農の12項目が挙げられていた。
- 12項目について、自民党では、小泉進次郎農林部会長が委員長を務める「農林水産業骨太方針策定PT（以下、骨太PT）」や、「農業基本政策検討PT（座長：宮腰光寛衆議院議員。以下、基本政策検討PT）」、「畜産・酪農対策小委員会（委員長：坂本哲志衆議院議員）」で検討をすすめることとした。また、項目によっては、政府の会議体でも検討が行われていた。



- 9月6日、自民党は、11月の取りまとめに向けて、夏の参議院選挙で中断していた骨太PTを再開し、10月8日から11月6日にかけて全国7ブロックで現地意見交換会を行った。
- 政府は、9月上旬に、規制改革会議の後継組織として規制改革推進会議（議長：大田弘子政策研究大学院大学教授）、産業競争力会議の後継組織として未来投資会議（議長：安倍首相）を設置した。

- 9月12日には、規制改革推進会議の初会合が開かれ、安倍首相が出席し、「(農業の) 関連業界や全農のあり方を予断なく見直す。具体的施策は秋のうちに決断する」と述べていた。

## 2. 政府の動向

- 規制改革推進会議農業WG (座長：金丸恭文フューチャー代表取締役会長兼社長 グループCEO) は、11月7日、「「攻めの農業」の実現に向けた農協改革の方針」を提示した。
- これを受け、7日、安倍首相から「全農改革は農業の構造改革の試金石であり、新しい組織に全農が生まれ変わるつもりで、その事業方式組織体制を刷新していただきたい」「皆様から頂いた提案を、私が、責任をもって、実行してまいります」等の発言があった。
- 規制改革推進会議農業WGはその後、11日、「農協改革に関する意見」を発表した。

### 【主な内容】

- ・信用事業を営むJAを3年後に半減。
- ・農林水産省は准組合員の利用規制の在り方についての実態調査・研究を加速。
- ・1年以内に委託販売を廃止し全量を買取販売に。全農は仕入れ販売契約の当事者にはならない(1年以内に新しい組織へと転換)。

- その後、同日に農業WGは未来投資会議構造改革徹底推進会合・「ローカルアベノミクスの深化」会合と合同会合を開催し、「総合的なTPP関連政策大綱に基づく「生産者の所得向上につながる生産資材価格 形成の仕組みの見直し」及び「生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる 流通・加工の業界構造の確立」に向けた施策の具体化の方向」を示し、改めて農協改革にも言及している。(内容は別紙1の通り。)

## 3. 与党の動向

- 16日に農林役員会、17日に平場(戦略調査会、農林部会、骨太PT、畜酪小委の合同会議)を開催し、農業WGの「意見」について議論した。17日の平場では、「意見」に反対する声が大勢を占めたが、一方で自己改革のスピード感が遅いと言う指摘も出た。
- 西川戦略調査会長は閉会の挨拶において、「みなさまと再度の意見交換できることを予定している」と述べた。
- 終了後、小泉部会長は記者団に「(提言には) 賛同できる部分とできない部分がある」と述べた。また、規制改革のメンバーと話し合う場は作りますかという問いに対し、西川戦略調査会長は「あり方はわからないが意見交換をしたい。代表でもいいし、複数でもいい」と述べた。
- 21日、JAグループは「JA自己改革等に関する与党との緊急集会」を開催

し、与党から自民党の二階幹事長、西川戦略調査会長、公明党の井上幹事長、石田政調会長が出席した。

- 集会の中で、二階幹事長はJAグループなど農業関係者の意見を十分聞いた上で実現可能な方向に踏み出していくことが大切だと強調、「皆さんと違った方向に自民党の農政が進むことはない」「戦うべき相手があれば一緒に戦いましょう」と述べた。
- また、自民党の西川戦略調査会長は、自民党独自の改革案の素案を明らかにした。信用事業を営むJAを3年後をめどに半減するとした規制改革推進会議農業WGの提言に対し、信用事業の譲渡はJAの選択制との原則を強調した。数値目標についてはJA自らが決めるべきとの考えを示した。
- 22日、自民党は農林幹部による非公式会合を開き、規制改革推進会議農業WGメンバーの座長の金丸氏と委員の林弁護士と意見交換を行った。農協改革に関し、平成26年6月の与党とりまとめを尊重することを確認した。
- 自民党独自の改革案では、農業WGの提言のうち、JAの信用事業の譲渡やクミカンの廃止など、全農改革以外の急進的な農協改革は見送るとされた。
- 金丸座長は終了後、記者団に改革の方向性は一致したとの認識を示し、「全農をどうするかが主要なテーマになることが互いに確認できた。（与党から）返ってくるボールをお待ちする」と述べた。
- 自民党での農業改革案のとりまとめの時期について、安倍首相は15日、自民党に月内に開かれる「規制改革推進会議の本会議まで」と指示している。規制改革推進会議の本会議は28日に開催されると報道されており、28日までに自民党のとりまとめが行われると想定される。
- その後の与党・政府の動向は不透明であるが、規制改革推進会議の本会議後間もなく、活力創造プランの改訂や競争力強化プログラムの策定を行うとみられている。

#### 4. JAグループの対応

##### (1) 全国段階

- 全中・全農・全共連・農林中金は、11日に、農業WGの意見発表を受け、全国機関会長・常勤役員会議を開催し、「自主・自立の協同組合として、民間団体として、自己改革することが原則」、「過剰な経営の介入や現実的ではない組織・事業の見直しを強制されないことなどが大前提」であり、「その原則や26年の与党とりまとめをこえることは決してあってはならない」旨のコメントを発表した。
- 全中・全農・農林中金など全国連が一体となって、農業者の所得増大、地域活性化、協同組合の発展につながる自己改革を後押しする与党とりまとめとなるよ

う、与党農林幹部を中心とした働きかけを実施した。

- 特に、全農の購買事業の縮小、3年で信用事業を行うJA半減など、農業WGの意見で問題のある部分がとりまとめに反映されないよう最重点で取り組んでいる。
- 21日、上記の緊急集会を開催し、JA自己改革に関する決議等を採用した。（「JA自己改革に関する決議」については別紙2の通り。）

## **（2）県段階**

- 21日午前、「JAグループ愛知緊急集会」を開催し、これまでの農協改革の経緯と農業WG意見にかかる問題点の説明をするとともに、JAグループ愛知の組合長の総意として、要請及び抗議を県選出国會議員、与党国會議員、内閣府に対して行った。

総合的なTPP関連政策大綱に基づく「生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し」及び「生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立」に向けた施策の具体化の方向

平成 28 年 11 月 11 日

未来投資会議 構造改革徹底推進會合

「ローカルアベノミクスの深化」會合

規制改革推進會議 農業ワーキング・グループ

## 1. 趣旨

農村地域を豊かにし、その経済力を高めていくとともに、意欲ある農業者が安定して農業を継続できるようにするためには、基幹産業である農業の生産性を高め、従事者の所得を増やしていかなければならない。

しかしながら、今世紀半ばには人口が4分の3にまで減少すると予測される我が国において農産物の売上げを維持し、農業所得を確保することは容易ではない。

一方で、世界の食市場は拡大を続けており、平成32年までの約10年間で倍増するとの予測も公表されている。このような中、我が国農業者が、売上げを維持・拡大し、農業所得を向上させていくためには、海外市場の取込みは不可欠である。

特に、TPP協定は、予見可能性、透明性、安定性の高い8億人の巨大市場を創設するものであり、大きなチャンスといえる。ただし、このチャンスを活かし、我が国農業者が所得を増やしていくためには、農業及びその関連産業の国際競争力を強化し、国内・国外での競争に勝ち抜かなければならない。

このためには、農業者自身が生産性向上に向けた努力を重ねるべきことは言うまでもない。一方で、そうした農業者の努力が報われるためには、農業者が生産資材を一円でも安く調達できる生産・供給構造や、農産物を一円でも高く販売できる流通・加工構造を実現する必要があり、農業者以外の関連事業者の取組が不可欠である。また、それを進める上で、実情に合わなくなったシステムの抜本的見直し、各種法制度の総点検、合理的理由のなくなった規制の廃止等を通じ、関連事業者の事業の合理化・効率化を促進していくとともに、海外との競争を意識した制度の導入等を進める必要がある。

未来投資会議構造改革徹底推進會合「ローカルアベノミクスの深化」會合と、規制改革推進會議農業ワーキング・グループは、このような観点から、生産資材の価格形成の仕組みの見直しと、農業者が有利に取引できる流通・加工の業界構造の確立に向け、主として農業者以外の関連事業者や農協を含む関連団体において取り組むべき課題について、施策の具体化の方向性を以下のとおり取りまとめる。

## 2. 施策具体化の基本的な方向

### (1) 生産資材価格の引下げ

関連産業の合理化・効率化等を進め、資材価格の引下げと国際競争力の強化を図るため、以下の方向で施策を具体化すべきである。

- ① 生産資材は、農業の競争力を左右する重要な要素であり、国は、国内外の生産資材の生産・流通・価格等の状況を定期的に把握し、公表するものとする。  
また、国は、民間活力を最大限に活用しつつ、生産資材の安定供給と価格引下げのための施策の具体化に努めるものとする。  
この場合、農林水産省と経済産業省が連携して取り組むことが重要である。
- ② 生産資材に関する各種法制度（肥料・農薬・機械・種子・飼料・動物用医薬品等）及びその運用等（法律に基づかない業界団体の規制も含む）について、国は定期的に総点検を行い、国際標準に準拠するとともに、生産資材の安全性を担保しつつ、合理化・効率化を図るものとする。特に、合理的理由のなくなっている規制は廃止するものとする。
- ③ 国は、各種生産資材について、メーカーが、適正な競争状態の下で、高い生産性で生産し、国際水準を踏まえた適正な価格で販売する環境を整備する。  
公正取引委員会も、こうした観点で、徹底した監視を行う。
- ④ 国は、民間のノウハウを活用して、農業者が各種生産資材の購入先について、価格等を比較して選択できる体制を整備する。
- ⑤ 多品種少量生産が低生産性の原因となっている種類の生産資材（肥料等）については、国は、各都道府県・地域の施肥基準等の抜本的見直しを推進し、銘柄数を大幅に絞り込む。
- ⑥ 生産性の低い工場が乱立している種類の生産資材（肥料・飼料等）については、国は、国際競争に対応できる生産性の確保を目指した業界再編・設備投資等を推進することとし、政府系金融機関の融資、農林漁業成長産業化支援機構の出資等による支援を行う。
- ⑦ メーカーが寡占状態となっている種類の生産資材（農業機械等）については、国は、ベンチャーを含めた企業の新規参入を推進することとし、参入しようとする企業に対して、政府系金融機関の融資、農林漁業成長産業化支援機構の出資等による支援を行う。
- ⑧ 国は、開発目標（適正機能・合理的価格）を明確にして、民間企業・研究機関・農業者等の連携により国際競争性を有した農業機械の開発を促進する。  
また、時代のニーズと合わなくなっている農業機械化促進法は廃止する。
- ⑨ 農薬については、農産物輸出も視野に入れた国際的対応が特に重要であり、国は、ジェネリック農薬の登録のあり方を含め、農薬取締法の運用を国際標準に合わせる方向で、抜本的に見直す。
- ⑩ 戦略物資である種子・種苗については、国は、国家戦略・知財戦略として、民間活力を最大限に活用した開発・供給体制を構築する。  
そうした体制整備に資するため、地方公共団体中心のシステムで、民間の品種開発意欲を阻害している主要農作物種子法は廃止する。
- ⑪ 上記改革を推進するため、生産資材に関し、国の責務、業界再編の推進手法等を明記した新法を制定する。
- ⑫ 上記改革を推進するため、金融機関による生産資材関連産業の生産性向上に資する経営支援や資金供給の促進、政府系金融機関や農林漁業成長産業化支援機構等との連携強化等を図る。

- ⑬ 上記改革と併せて、全農及び JA グループは、生産資材メーカーの業界再編等に資するよう、生産資材に関する事業方式を抜本的に見直すべきである。  
これについては、農協改革のフォローアップとして、規制改革推進会議において後日意見を取りまとめる。

(2) 生産者に有利な流通・加工構造の確立

同一規格のものを大量出荷・大量販売するこれまでのプロダクト・アウトの生産・流通・加工の在り方から、実需者側の個別のニーズに対応したマーケット・インの生産・流通・加工へと発想の転換を促すとともに、農業者が自らの責任で販売先と価格を決定できる多様な選択肢が用意され、農業者と消費者双方がメリットを受けられる流通構造を形成するため、以下の方向で施策を具体化すべきである。

- ① 農産物の流通構造や加工構造は、農業の競争力を左右する重要な要素であり、国は、国内外の農産物の流通・加工の実態等を定期的に把握し、公表するものとする。また、国は、食料需給・消費の実態等を踏まえた効率的・機能的な流通構造・加工構造の確立に努めるものとする。  
この場合、農林水産省と経済産業省が連携して取り組むことが重要である。
- ② 国は、農業者・消費者のメリットを最大化するため、農業者・団体から実需者・消費者に農産物を直接販売するルートの拡大を推進する。併せて、農業者の所得向上に資する食品製造業等との連携を一層促進する。  
また、農業者の努力・創意工夫と消費者のニーズ・評価が双方で情報交換できるよう ICT を最大限に活用するとともに、農産物の規格（従来の市場規格・農産物検査法の規格等）についてそれぞれの流通ルートや消費者ニーズに即した合理的なものに見直す。
- ③ 農業者は、自らの生産した農産物の強みを生かし高く販売する努力を行う必要がある。また、食品小売業者は、消費者の側に見た目にとらわれずに安全で美味しい商品进行评估する意識が広がることにより、 unnecessary コスト増要因を除去できるよう、仕入れ、販売戦略上の取組を行う必要がある。このような取組を支援するため、国は、品質等に応じた価格決定がなされるよう、地理的表示、規格・認証等の制度の一層の普及を図る。
- ④ 中間流通（卸売市場、米卸売業者など）については、国は、抜本的な整理合理化を推進することとし、業種転換等を行う場合は、政府系金融機関の融資、農林漁業成長産業化支援機構の出資等による支援を行う。
- ⑤ 特に、卸売市場については、食料不足時代の公平分配機能の必要性が小さくなっており、種々のタイプが存在する物流拠点の一つとなっている。現在の食料需給・消費の実態等を踏まえて、より自由かつ最適に業務を行えるようにする観点から、抜本的に見直し、卸売市場法という特別の法制度に基づく時代遅れの規制は廃止する。

- ⑥ 小売業については、国は多数の量販店等の過度な安売り競争による食品デフレを脱却し、生産者と量販店等の双方がメリットを受ける農産物の安定した流通を確保するため、食品流通のあり方について検証を進めるとともに、消費者ニーズに合った多様な商品を適正な価格で提供するビジネスモデルの構築に向けた事業再編や業界再編を推進する。  
また、量販店等は、農業者の再生産の確保も考慮し、双方で win-win な関係維持が可能な適正価格で安定的な取引が行われるよう配慮するものとする。  
公正取引委員会は、量販店等の不公正取引（優越的地位の濫用による買いたたき等）を是正するため、徹底した監視を行う。
- ⑦ 国は、民間のノウハウを活用して、農業者が各種流通ルートについて、手数料等を比較して選択できる体制を整備する。
- ⑧ 加工業については、生産性の低い工場が乱立している種類の加工業界（製粉、乳業等）について、国は、国際競争に対応できる生産性の確保を目指した業界再編・設備投資等を推進することとし、政府系金融機関の融資、農林漁業成長産業化支援機構の出資等による支援を行う。
- ⑨ 上記改革を推進するため、農産物の流通・加工に関し、国の責務、業界再編の推進手法等を明記した新法を制定する。
- ⑩ 上記改革を推進するため、金融機関による流通加工関連産業の生産性向上に資する経営支援や資金供給の促進、政府系金融機関や農林漁業成長産業化支援機構等との連携強化等を図る。
- ⑪ 上記改革と併せて、全農及び JA グループは、流通加工関連企業の業界再編等に資するよう、農産物に関する販売方式を抜本的に見直すべきである。  
これについては、農協改革のフォローアップとして、規制改革推進会議において後日意見をとりまとめる。

－以上－

## ＪＡ自己改革に関する決議

規制改革推進会議農業ワーキング・グループが11月11日に公表した「農協改革に関する意見」は、自主・自立の協同組合を否定するものなどを含んでおり、この点について到底容認できるものではない。

ＪＡグループは第27回ＪＡ全国大会決議に基づき、創造的自己改革の実践に取り組み、その加速化・拡充に取り組んでいる。

今後、与党において「総合的なＴＰＰ関連政策大綱」に基づくとりまとめが行われるが、我々の創造的自己改革をさらにおしすすめ、真に農業者の利益を実現するため、下記のとおり決議する。

### 記

- 一 全農の購買事業の縮小・委託販売の廃止、自ら信用事業を営むＪＡを3年で半減すること、農業者の経営に有益なクミカンの廃止等を含む「農協改革に関する意見」は、自主・自立の協同組合の理念等に反するものであり、認めることはできない。
- 一 今後の与党のとりまとめにあたって、「農協改革に関する意見」に含まれる上記の内容が反映されることは、認めることはできない。
- 一 協同組合やＪＡ自己改革等に関する組合員・国民の理解拡大と、与党とりまとめが我々の創造的自己改革を後押しするものとなるよう、組織の力を結集して徹底して取り組む。

平成28年11月21日  
ＪＡ自己改革等に関する与党との緊急集会 参加者一同

## 指定生乳生産者団体制度等の改革に関する決議

規制改革推進会議農業ワーキング・グループが11月11日に公表した「牛乳・乳製品の生産・流通等の改革に関する意見」は、酪農家間の不公平を助長し、指定生乳生産者団体制度（指定団体制度）の機能を形骸化する内容であり、到底、容認できない。

指定団体制度は、生乳の特性をふまえ、酪農家が営々と努力を積み重ね、創り上げてきた極めて重要な仕組みであり、今回の改革によって、その機能が損なわれることは断じてあってはならない。

われわれ生産者団体は、酪農所得の増大と酪農生産基盤の強化に向け、自らの不断の改革はもとより、地域の関係者と連携し酪農家の生産性向上の後押しや労働力支援に取り組む所存である。

指定団体制度は、酪農経営の安定や所得向上を支え、消費者に安全・安心な牛乳・乳製品を安定供給する機能を有している。今後の与党のとりまとめが、真に酪農家の所得向上と酪農生産の拡大に向けて、「無条件・全量委託の原則」の堅持など指定団体制度の機能発揮と強化を前提としたものとなるよう、徹底して取り組むことを決議する。

平成28年11月21日  
JA自己改革等に関する与党との緊急集会 参加者一同

## Ⅱ 米国トランプ次期大統領 TPP 離脱を表明

### — 国内ではTPP承認案が衆院通過 —

#### 1. 概要

- 11月8日の米国大統領選で、TPP反対を掲げるトランプ氏が当選を果たした。選挙戦でトランプ氏は、オバマ政権が進めてきた自由貿易政策が米国の雇用を奪うと主張し、大統領就任初日にTPPから離脱すると訴えてきた。
- 当選後、トランプ氏は、TPP離脱に言及しておらず、日本政府をはじめTPP参加各国はトランプ氏の翻意を期待していた。
- 11月21日、トランプ氏は、国民に向けたビデオ声明で、来年1月20日の就任初日に、各国に「TPPから離脱する意思」を通知する方針を示し、「(TPPは)我が国にとって災難になる」と述べた。なお、TPPは、参加国のGDPの合計が85%以上を占める6か国以上が国内手続きを終えて発効するため、6割を占める米国が国内手続きを終了しない限り発行しない仕組みになっている。
- 一方、トランプ氏は「代わりに、米国に雇用と産業を取り戻す公正な二国間協定を交渉する」とも表明した。今後は、日米FTAが浮上する可能性がある。
- 22日、トランプ氏の離脱表明後に開かれた参院TPP特別委員会で、岸田外相は「国内手続きを進め(TPP発効の)機運を盛り上げる」、石原TPP担当相も「立ち止まる事はできない」と述べ、引き続き今国会での承認を目指す方針を強調した。
- 同日、菅官房長官は、「今後も米国、他の署名国に国内手続きの早期完了を働きかけていきたい」と述べ、トランプ氏の翻意を促す従来の方針を継続する姿勢を示した。

#### 2. 国内の動向

##### (1) TPP承認案等の衆院通過

- 10月14日、先の通常国会より継続審議となっていたTPP承認案・関連法案の審議が、衆院TPP特別委員会(塩谷立委員長)において再開された。(経緯、審議内容等については「農政をめぐる情報10月号」参照。)
- 参院では、10月21日にTPP特別委員会が設置され、委員長に林芳正議員、筆頭理事に福岡資麿議員(与党)、小川勝也議員(野党)がそれぞれ就任した。
- 11月2日、野党が審議再開・採決の条件に山本農相の辞任を求めたものの、与党側はそれを拒否し、委員会の審議時間の目途としていた40時間を臨時国会における審議だけでも超えたことなどから、4日の衆議院TPP特別委員会で野党が欠席する中、採決に踏み切り可決された。
- なお、同委員会では、維新の党の発議により、TPP協定の内容等の情報提供

を引き続き積極的に行うことや農産物の重要品目にかかる経営安定及び安定供給のための万全な対策を講ずることとする附帯決議が併せて可決された。(附帯決議については別紙1の通り。)

- 10日、衆院本会議で、TPP承認案・関連法案が与党と日本維新の会などの賛成多数で可決、参院に送付された。
- なお、TPPなどの条約は、憲法の規定で参院の議決がなくても衆院通過から30日経過後には自然承認となる(12月9日に自動成立)。政府・与党は今年30日までの会期を12月10日頃まで延長することを視野に入れている。
- 衆院TPP特別委員会での審議時間は約70時間であった。新たに浮上した輸入米価格偽装問題では、国産米への影響はないとする政府と野党との間で議論はかみ合わなかった。また、7年後の再協議や食の安全・安心確保など、農家・消費者の不安払しょくに足る審議が行われたとは言い難い。

## (2) TPP承認案等の参院審議

- TPP承認案と関連法案が11日、参院で審議入りした。本会議で安倍首相は「あらゆる機会を捉えて、米国などに国内手続きの早期完了を働き掛けていく」と述べ、発効を諦めない考えを示した。
- 野党側は「審議を進める前提が崩れている。政府、与党はトランプ政権の方針を見極めることを最優先すべきだ」(共産党の紙智子氏)と承認を急ぐ政府・与党を批判した。安倍首相は、日本のTPP承認が「保護主義のまん延を食い止める力になる」と強調した。「日本は受け身で他国の動きを待つのではなく、国益に合致する道を自ら進む」とも述べ、率先してTPP承認を目指すとした。

## 3. 政府等の動向

- 政府は16日、日EU・EPA交渉(注)の主要閣僚会議を設置した。日EU間の協定がTPPより先行すれば、日本へのチーズや豚肉の輸出で、米国はEUより不利になる。安倍首相は11日の参院本会議で、日EU交渉などの加速で「これに取り残されまいという機運を米国で高めることができる」と語った。安倍首相は、今臨時国会の所信表明演説(9月26日)で、年内大筋合意を目指す、としていた。

(注) 日EU・EPA交渉は、9月26日から30日までブリュッセルにて事務レベル交渉会議が開催され、我が国が自動車の関税撤廃等を求める一方、EU側は乳製品、豚肉、ワイン等のアクセス改善を強く求めており、双方の隔たりは依然として大きいとみられている。

- 安倍首相は、18日、ニューヨークで米国次期大統領のトランプ氏と会談した。会談後、安倍首相は「トランプ氏は信頼できる指導者であると確信した」とトランプ氏を持ち上げた。また、当会談について、閣僚や与党からは、会談は信頼関係の構築につながったとして評価する声が相次いだ。

- 20日、TPP首脳会合（於：ペルー）が開催され、TPPの早期発効が重要との認識を確認、各国がTPP発効に向けた国内手続きを進める考えで一致した。会合で、安倍首相は、日本の国会での承認手続きを進めていることを説明したうえで、「参加各国が国内手続きを止めれば、TPPは完全に死んでしまう」と訴えた。
- 20日、ペルーで開かれていたAPEC（アジア太平洋経済協力会議）は、TPPの必要性などを強調した首脳宣言を採択して閉幕した。首脳宣言には、あらゆる形態の保護主義に対抗することやFTAAP（アジア太平洋自由貿易圏）の実現に向け、各国が公約を再確認することなどが盛り込まれた。保護主義政策を掲げるトランプ氏を牽制し、自由貿易の推進を確認した。
- 22日、安倍首相は、アルゼンチンで記者会見し、TPPについて「米国抜きでは意味がない。再交渉が不可能であると同様、根本的な利益のバランスが崩れてしまう」と述べた。

#### 4. 米国の動向

- 11日、米ホワイトハウス高官は、TPPの議会での承認手続きについて、「共和党幹部と次期大統領が協議することになる」として、オバマ政権下での承認は困難との見方を示した。オバマ政権は当初、大統領選が終わって次期大統領が就任するまでのレームダック期間のTPP承認に向け、共和党幹部らと水面下で調整を続けてきたが、選挙翌日の9日、共和党上院トップのマコネル院内総務が、記者会見で「今年のTPP法案の提出はない」と明言していた。
- 14日、米通商代表部（USTR）のフロマン代表もワシントン市内での講演で「（法案手続きは）基本的に議会指導部の決定次第だ」として議会の判断に従う考えを示した。
- 22日、トランプ次期米大統領はオバマ政権が推進したTPPについて、就任初日に「離脱を（他の参加国に）通知する」と明言した（前述の通り）。安倍首相が、「米国抜きでは意味がない」と強調した1時間後であった。

## 環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 TPP協定内容及び効果について広く国民の理解を得て、その不安を払拭するため、引き続き情報提供を積極的に行うとともに、わかりやすく丁寧な説明に努めること。
  
- 二 農林水産物の重要品目（米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物）について、経営安定及び安定供給のための万全の対策をとること。日本の食文化を守るため、食育の推進に努めること。また、攻めの農林水産業への転換に向けて、農林水産業の体質強化と競争環境の整備等の対策を講ずること。
  
- 三 SBS米の入札に当たっては、不透明な金銭のやりとりにより国民の疑念及び農家の不安を招くことがないように、調整金に対応する必要な措置を講ずること。
  
- 四 残留農薬・食品添加物の基準、遺伝子組換え食品の表示義務、遺伝子組換え農作物の規制、BSEに係る牛肉の輸入措置等において、科学的根拠や分別生産流通管理に基づく厳正な措置を講ずるとともに、加工食品の原料原産地表示の拡大を通じ、食の安全・安心を確保すること。特に、遺伝子組換え食品の表示義務について、国民にとってわかりやすいものとなるよう検討を加えること。また、必要な検疫・検査体制を確保すること。

五 輸出の拡大に向けて、国内産業の競争力強化対策を講じ、新たな市場開拓、グローバル・バリューチェーンの構築支援策等を早急に具体化すること。特に、中小企業・小規模事業者のための相談・支援体制に万全を期すこと。

六 特許、商標、著作権制度の変更に当たり混乱が生じないように、必要な措置を講ずること。特に、著作権制度の変更については、二次創作活動の萎縮を招くことのないよう、非親告罪化や法定損害賠償制度について、丁寧な説明に努めること。

七 TPP協定の早期発効に向けて引き続き努力すること。また、国益を損なうような協定の再交渉には応じないこと。

### Ⅲ 都市農業振興に向けJAグループが29年度税制改正要望 —自民党「都市農業小委員会」が新たな制度を検討—

#### 1. 政府の取組みについて

- 昨年4月の「都市農業振興基本法」の成立を受け、農水省・国交省は、都市農業振興の具体的な方向性を定めた「都市農業振興基本計画（以下「基本計画」）」を策定した（5月に閣議決定）。
- 農水省・国交省は、上記に基づいて新たな都市農業振興制度の整理をすすめ、10月21日の自民党都市農業小委員会において、検討内容を公開した。
- 検討内容は、新たな都市農業振興制度（下表）、生産緑地制度の面積要件（500㎡以上）の引き下げや道連れ解除の解消（※）などである。  
※道連れ解除…複数の所有者からなる一団の農地として指定された生産緑地地区で一部所有者の相続等に伴い、生産緑地地区の一部が解除された場合に、残された生産緑地の面積が規模要件を下回ると、生産緑地が解除される。

#### 【新たな農業振興制度に関する論点】

##### 論点1：保全すべき都市農地は、どのような農地か

##### 論点2：保全すべき都市農地の活用・保全を図る主体をどう位置付けるか

- ・都市農地を有効活用する主体（農業者・団体・企業等）を公的にチェックする仕組みが必要
- ・都市農地を有効活用する主体に貸し手が安心して農地を貸す仕組みが必要

##### 論点3：保全すべき都市農地の担保措置をどうするか

###### ①土地利用規制

- ・都市農地の保全に適した土地利用規制はどのようなものか（期間・方法等）

###### ②税制上の課題：固定資産税

- ・固定資産税の軽減措置が必要だが、市町村の税収減をどう考えるか

###### ③税制上の課題：相続税

- ・相続税納税猶予制度の適用を継続できる政策的貸付の仕組みを構築した際に、地方圏（三大都市圏特定市以外）の市町村で適用されている20年営農継続（注）による免除を終身営農に変更すべきとの意見をどう考えるか。

(注) 20年営農継続（相続税納税猶予制度）の適用条件

	三大都市圏の 特定市	地方圏の市町村 (三大都市圏の特定市 以外の市町村)
市街化区域 内農地	適用なし	適用あり (20年営農継続で 免除)
生産緑地	適用あり (終身営農が必要)	適用あり (20年営農継続で 免除)
市街化区域 外の農地	適用あり (終身営農が必要)	適用あり (終身営農が必要)

- 両省は、与党における議論の状況を踏まえつつ、年末の税制改正議論に臨むと想定される。

## 2. 与党の検討状況について

- 自民党は、10月21日に都市農業振興に関する小委員会（山田俊男委員長）を再開し、農水省から「新たな都市農業振興制度」（前述）について検討内容の報告を受けた。
- 三大都市圏特定市が選挙区の複数の議員からは、「今年の税制改正で貸借を含む新たな制度を構築する必要がある」、「地方圏の問題で遅れることがあってはならない。場合によっては三大都市圏で先行して適用が必要」との意見が挙げられている。
- 一方で、地方圏（三大都市圏特定市以外の市町村）を選挙区に有する複数の議員からは、「地方圏では、まだまだ状況の周知や議論が十分進んでいない」、「三大都市圏のみ先行して認められると、置き去りとなる」、「20年免除が終身になることは大きな問題、今後どうするかは、しっかりつめればよい」との意見が挙げられた。
- 11月1日には、再開後2回目の委員会が開催され、冒頭西川公也農林・食料戦略調査会長は、「先に三大都市圏から考えるべきという意見と、地方の問題も一緒にやるべきという意見があり、前回の小委員会では両者が拮抗していた。山田委員長のもとその議論をまとめていくことが必要」と発言した。
- なお、公明党も10月27日に農林水産部会・国土交通部会・都市農業振興PT

合同会議を行い、農水省・国交省から検討状況を聴取した。高木美智代座長は、閉会時の挨拶で「三大都市圏と地方圏の対立構造を生まない形ですすめることが重要」と述べ、丁寧な議論が必要との認識を示した。

- 委員会は、11月21日の週に都市農業研究会との合同会議を開催し、自治体より意見聴取を行う。そして、11月中に再度開催し、委員会としての考え方を取りまとめた上で、税制改正（自民党税制調査会）に臨む模様である。

### 3. 今後の予定

- JAグループは、与党に「平成29年度税制改正要望事項」を提出した。固定資産税・相続税等の特例措置を求めている（下表）。平成29年度の与党税制改正大綱は、12月8日頃に決定される見込みである。

#### 平成29年度税制改正要望事項(抜粋)

平成28年11月 JA全中

都市農業振興基本法・基本計画をふまえ、都市農業者の意欲向上と営農環境の改善、多様な機能を発揮する都市農地の継続的保全等を目的に、以下のような固定資産税・相続税等の特例措置を講じること。

#### ❖生産緑地制度について(指定条件の緩和や道連れ解除等の見直し)

⇒ より多くの農地が対象となるよう、500㎡の下限面積の改善とともに、道連れ解除の解消が必要。さらに、宅地の農地転換後の指定や小規模な直売所の設置を認めるなどの改善も必要。

#### ❖新たな制度構築による「貸借」および固定資産税の減免

⇒ 農業者の意欲を向上し、安心して今後も営農が継続できるよう、相続税納税猶予制度の適用農地の貸借や固定資産税の減免につながる新たな制度の構築が必要。どのような農業者・農地を対象とし、どのような土地利用制限と税制を措置するのか、現場の実情をふまえ、可能な限り早く、十分な議論を行った上で整理することが必要。なお、営農困難時貸付の要件緩和については、早急に取り組むこと。

農政をめぐる情勢

平成28年11月28日

360部

編集・発行

愛知県農業協同組合中央会

〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目3番8号

電話 052 (951) 6944

〈ファクシミリ 052 (957) 1941〉

印刷 有限会社 トリム

電話 052 (505) 7422

〈ファクシミリ 052 (505) 7485〉